

情報セキュリティに関する特記仕様書

「名張市情報セキュリティポリシー」に基づき下表のとおり措置するものとする。

名張市情報セキュリティポリシー	受託者は、名張市情報セキュリティポリシー基本方針及び情報セキュリティポリシー実施手順を遵守しなければならない義務を負う。
業務上知り得た情報の守秘義務	受託者は、業務上知り得た情報の守秘義務を負う。
提供した情報の目的外利用及び受託者以外への提供の禁止	名張市より提供した情報を、受託者が目的外に利用すること及び受託者以外への提供は禁止する。
提供した情報の返還義務	受託者は、名張市より提供した情報のうち、特に返還を求めた物は、速やかに返還する義務を負う。
名張市に対する報告義務	受託者は、作業の進捗やセキュリティの遵守状況に対して、名張市に報告する義務を負う。
名張市による定期的な報告徴収、監査・検査の実施	名張市より、情報セキュリティポリシーや本要求事項にもとづいて、受託者より報告を徴収することがある。また、受託者に、監査や検査を実施することがある。
従業員に対する教育の実施	受託者は、名張市の情報セキュリティポリシーについて、受託者の従業員に対し、教育を実施すること。
情報セキュリティポリシー遵守のために構築する体制	受託者は、名張市の情報セキュリティポリシー遵守のために構築する体制を構築し、名張市に報告しなければならない。
情報セキュリティポリシーが遵守されなかった場合の規定	受託者に、名張市の情報セキュリティポリシーに違反があった場合、名張市はその結果生じたあるいは、生じるであろう損害の賠償を受託者に請求することがある。
重要性分類Ⅰの情報資産の取扱について	受託者は、特に、重要性分類Ⅰの情報資産に関しては、単にシステム内の取扱いのみでなく、データバックアップ等外部施設等への搬送時においても情報資産の盗難、不正コピー等の防止を厳重に実施しなければならない。
特定個人情報の適正な取扱いについて	受託者は、特定個人情報の取扱いに注意し、システム内の取扱いのみでなく、データのバックアップやデータ輸送時においても盗難、不正コピー防止に努めなければならない。 特定個人情報の漏えいや法令違反があった場合、名張市はその結果生じたあるいは、生じるであろう損害の賠償を受託者に請求することがある。